

( 写 )  
4 西ま交第 618 号  
令和 5 年 2 月 8 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 様

西東京市監査委員 橋 本 勇 様

西東京市監査委員 藤 田 美智子 様

西東京市長 池 澤 隆 史  
(公印省略)

令和 4 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和 4 年 8 月 30 日付 4 西監第 80 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。 契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>契約事務規則などの再確認を行い、課内、係内会議で情報共有し、原因分析、対応策について検討を行い、「契約事務の手引き」の再確認、「主管課契約(請書)の手続きチェックシート」を活用するなど、起案者、決裁者で根拠を確認することを周知・徹底した。</p>
指摘事項 2	<p>事務決裁及び専決について、西東京市事務決裁及び専決規程では、普通財産の貸付け及び行政財産の目的外使用許可については、副市長が専決できる事案と定めているが、部長又は課長が決裁しているものが見受けられた。 規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>専決できる事案の解釈の違いにより適切ではない事務処理と指摘されたものと認識しているが、西東京市事務決裁及び専決規程だけでなく、関連する関係規則等についても、係内会議で情報共有し、今後は規程に基づいたより適正な事務を行うことを周知・徹底した。</p>